

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第89号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表下京福祉事務所の項中「保護第四係長」を削り、同条第6項中「保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進担当部長」を「保健福祉局生活福祉部長」に改め、同条第8項表以外の部分中「保健福祉部監査適正給付推進課及び同局生活福祉部地域福祉課」を「保健福祉局生活福祉部生活福祉課」に改め、同項の表その他の職員の項中「保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課勤務及び同局生活福祉部地域福祉課勤務」を「保健福祉局生活福祉部生活福祉課勤務」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)